

北海道地方最低賃金審議会資料

(第5回 令和5年8月23日)

資料 1 2023年北海道最低賃金額改定に対する異議申立書
(北海道労働組合総連合：2023年8月10日付け)

資料 2 令和5年8月7日公示、北海道労働局一般公示第4号に対する異議申出書
(きよの社会保険労務士事務所：令和5年8月21日付け)

2023年8月10日

北海道労働局
局長 友藤 智朗 様北海道労働組合総連合
議長 三上 友衛

2023年北海道最低賃金額改定に対する異議申立書

労働者の労働条件の向上と、国民経済の健全な発展に向けご尽力いただいている貴局および審議会委員の皆様にご心から敬意を表します。

北海道地方最低賃金審議会は8月7日、2023年度最低賃金について、北海道最低賃金を中央最低賃金審議会の目安同様、「40円」引き上げて時間額 960 円とする答申をしました。答申された額は、昨年の引上げ額 31 円を上回る過去最高となりましたが、長期化したコロナ禍からの歴史的な物価高騰に直面しており、この引き上げ額では不十分です。

今年度より、ランク数が 4 から 3 へ変更され、地域間格差の是正につながる目安が期待されましたが、最高額の東京 1,113 円と、北海道の960円の差は153円と、格差は昨年から1円広がっています。鳥取(+7円)、秋田(+5円)など複数の県が中央の目安を上回る答申を示して格差解消に尽力した一方で、北海道と大都市の格差が広がる答申内容は、極めて遺憾です。

道や札幌市が主要産業と位置付けている「インバウンド」に関する職種（飲食フード・営業販売・小売・接客レジャー）の募集賃金は最高額 2,000 円・最低額 920 円となっており、平均額で 1,063 円と加重平均を 61円上回っています。（道労連調べ タウン誌・求人誌 23 年 7 月第 1 週で 1,670 件調査）最賃 960 円以下の募集件数は 537 件(32.1%)最賃近傍での募集金額は 1,253 件(75.0%)と道内 85 万人の非正規労働者に与える影響を考えると、下限額を引き上げる必要性は明確です。

道労連を含む全労連地方組織は、全国 28 の都道府県で「最低生計費試算調査」に取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額 24 万円(時給 1500 円)以上必要であることを明らかにしてきました。物価高騰は低所得者ほど重荷になることを考えると、地域間格差を広げる今回の目安は根拠も不明確であり、最賃法の目的に反し、看過することはできません。仮に今年並みの引き上げ率約4%のペースで計算すると、北海道が1,500円になるのは14年後の2037年になります。

地域間格差が広がっている地方の実態は深刻であり、改善要望は切実です。2020 年度から 2022 年度に 223 の自治体で最低賃金の引き上げと格差の是正、中小企業に対する支援の強化を求める意見書が採択され、その声は年々広がってきています。

最低賃金には労働者の生活保障や格差を是正する機能があり、「分配の適正さ」が求められます。

以上の点から、下記の異議を申し立てます。

記

1. 北海道最低賃金額を40円引き上げて時間額 960 円とする答申は容認できません。
さらなる引き上げを行うよう再審議を求めます。



以上

令和5年8月21日

令和5年8月7日公示、北海道労働局一般公示第4号に対する異議申出書

きよの社会保険労務士事務所
代表 清野 裕司

令和5年8月7日公示、北海道労働局一般公示第4号について、最低賃金法施行規則 第八条の規定により使用者として以下のとおり異議を申し出ます。

内容

時給960円という金額、上昇率ならびに適用する労働者に試の使用期間中の者を含むことは最低賃金法にある労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争を阻害するため異議を申し出ます。時給891円、適用する労働者から試の使用期間中の者を除くべきである。

理由

労働者派遣法に基づいて発表された令和3年8月6日職発0806第3号「令和4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」により規定された職業安定業務統計による地域指数（県内で最も少ない係数、小樽計85.9、八王子計107.4）および令和5年8月7日東京労働局公示、東京最低賃金1113円より金額は時給891円が妥当である。

計算式 1113円[東京最低賃金]÷107.4[八王子計]×85.9[小樽計]=890.1円（小数点以下切り上げ）

また、最低賃金は生産性の無い状態、低い状態であっても最低限の保障される給与であり、最低賃金で生活する者を増やす事を目的とするものではない。

答申の根拠である3要素の賃金において、連合北海道春季生活闘争（第7回集計結果）におけるすべての規模での賃上げ率が3.3%、日本経済団体連合会2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況における中小企業の賃上げ率が2.9%、賃金改定状況調査結果の第4表③における賃金上昇率（Bランク（産業計））は2.4%とある。これは令和4年度、5年度予定の最低賃金引き上げ率を下回る数字であり、生産性の無い状態、低い状態の労働者の賃金原資を確保するために他の労働者の昇級原資を食い潰し、最低賃金で生活する者を増やしているという本末転倒な結果である。

さらに、答申の根拠である3要素の通常の事業の賃金支払能力において日銀短観の景況判断DIを用いているが、本来用いるべきは支払い余力の原資となる売上・収益計画の経常利益であり、2023年度は-3.5%と賃上げ原資の確保が難しい状況にある。

実際、近年の経済成長を無視した最低賃金引き上げは設備や教育など投資に回すべき資金を人件費が先食いしただけであり生産性を向上させることができず一人当たりのGDPや労働生産性が韓国にぬか

れるという結果のみにあらず、IMD 世界競争力ランキングにおいても生産性・効率性が 54 位[2023 年]と低迷が続き、韓国の 41 位[2023 年]、中国の 31 位[2023 年]とくらべて大きな差が発生している。経済成長が伴わない最低賃金の増加を続けた事により、生産性・効率性の低下を招いている。

さらに、少子化という長期的な影響とコロナ開けという短期的な影響により発生した人手不足により求人市場における賃金上昇が始まっており、最低賃金を上げることにより生活を守るのではなく、最低賃金しか支払うことができない職場から労働移動を促すべきである。

以上の理由により、異議を申し立てます。

